# 議　　題

## 人事担当課長会議

### 議題１　辞令の交付方法について

**（あま市提出）**

【要旨】あま市では、人事異動の際に上質紙に辞令を印刷し、公印押印のうえ、課長以上は市長が交付し、主幹以下の職員分は４月１日に所属ごとにまとめて、配付し、所属で辞令交付しています。

また昇格該当者には、昇給通知書も印刷し、配付しておりますが、業務改善の参考として、各市で辞令交付をどのように行っているかご教示ください。

（１）辞令はどのように交付しているか。

①印刷して公印押印のうえ配付

②デジタル公印を印字して印刷して配付

③デジタル公印を印字して、データ配付

④その他の方法

→④その他の方法による場合は、具体的な内容を記載してください。

（２）昇格該当者への昇給通知書はどのように配付しているか。

①印刷して公印押印のうえ配付

②デジタル公印を印字して印刷して配付

③デジタル公印を印字して、データ配付

④その他の方法による

→④その他の方法による場合は、具体的な内容を記載してください。

**議題２　再任用職員の処遇について**

**（豊明市提出）**

【要旨】人事院勧告に伴う給与改定により、期末・勤勉手当の支給月数が上がることとなりましたが、会計年度任用職員が常勤職員に準じる月数であるのに対し、再任用職員は常勤職員よりも少ない月数となっております。

そのため、豊明市では再任用職員と同じ級の会計年度任用職員の期末・勤勉手当を比較した場合、再任用職員の期末・勤勉手当が少なくなってしまい、再任用職員と会計年度任用職員の処遇の逆転が生じており、職員に不公平感が生じているのではないかと苦慮しております。

つきましては、このような状況について、各市の考えや、対応状況、検討していることなどありましたら、ご教示ください。

（１）再任用職員と会計年度任用職員の処遇の逆転について、考えや対応状況、検討していることなど

**議題３　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う、介護離職防止のための措置について**

**（春日井市提出）**

【要旨】春日井市では、令和７年４月１日から育児・介護休業法の改正内容である介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の取組方法を検討しているところです。

貴市において、介護離職防止措置の取組方法について、その内容（見直しの予定や検討事項があればその内容も含む。）についてご教示ください。

春日井市の状況

・介護に直面した旨の申出をした職員に対する個別の周知・意向確認のための措置

⇒介護休暇制度リーフレットの配信

・満 40 歳到達職員に対する介護に係る両立支援制度等に関する情報提供

⇒40 歳到達職員のみでなく、全職員が介護休暇制度を確認できるようマニュアルの掲載

・仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備

⇒研修の実施

（１）介護に直面した旨の申出をした職員に対する個別の周知・意向確認のための措置

①実施内容

②実施内容について見直しや検討事項（無い場合は「なし」と記入）

（２）満 40 歳到達職員に対する介護に係る両立支援制度等に関する情報提供

①実施内容

②実施内容について見直しや検討事項（無い場合は「なし」と記入）

（３）仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備

①実施内容

②実施内容について見直しや検討事項（無い場合は「なし」と記入）

**議題４　ボランティア休暇の活用状況等について**

**（春日井市提出）**

【要旨】春日井市では、人事院規則に規定される国家公務員の制度にならい、ボランティア休暇制度を運用しています。

昨今、自治会やＮＰＯ、まちづくり団体等、多様な主体が社会、地域への貢献度の高い活動を展開していますが、例えば子ども食堂の配膳サポートのように、社会等への貢献度は高い活動でも、現行規定の要件に当てはまらないために休暇を承認できない事例が生じているため、対象とする活動類型の範囲の見直しを検討しています。

つきましては、貴市におけるボランティア休暇制度の状況について、ご教示ください。

（１）独自の規定の有無

（２）独自の規定が「あり」の場合

　ア　内　　容

　イ　導入時期

　ウ　導入理由

　エ　要綱等があればご恵与ください

（３）独自の規定が「なし」の場合

　ア　見直しの予定の有無

　イ　見直しの予定が「あり」の場合における検討状況・課題等

**議題５　開庁時間短縮の検討状況等について**

**（田原市提出）**

【要旨】職員の働き方改革の一環として全国的に市町村窓口の開庁時間短縮の動きがあり、県内でも一部団体において実施しているところです。

田原市においても、開庁時間の短縮について検討しており、各市の検討状況をご教示ください。

また、既に開庁時間の短縮を行っている市においては、住民、職員の反応及び課題等があればご教示ください。

※令和６年７月に開催の市民関係部課長会議にて同様の議題がありましたので、その際の回答を参考に添付します。直近の状況についてご回答ください。
※令和７年４月より実施の市におかれましては、（１）を「実施あり」と回答してください。

（１）開庁時間短縮の実施の有無

（２）開庁時間短縮の「実施あり」の場合

ア　実施時期　　例　令和６年４月

イ　開庁時間　　例　午前９時～午後５時

ウ　短縮対象　　例　〇〇課窓口及び電話対応

エ　市民、職員の反応及び課題等

（３）開庁時間短縮の実施（検討）予定の有無

（４）開庁時間短縮の「実施（検討）予定あり」の場合

ア　実施予定時期　例　令和７年１０月

イ　開庁時間　　例　午前９時～午後５時

ウ　短縮対象　　例　〇〇課窓口及び電話対応

**議題６　令和７年度各市採用試験の実施予定について（市長会事務局提出）**

【要旨】

（１）統一試験日（令和７年７月１３日）よりも早い時期に採用試験を実施する予定があれば、試験の内容、日程等についてご記入ください。